

端末借用書

◎南希望が丘中学校より下記の物品を、確認事項について理解・同意し、借用します。

1. 物品名端末 (Chrome book)
2. 借用期間 令和3年9月1日(水)～令和3年9月13日(月)(予定)
3. 借用の目的 休校及び感染症関連で登校ができない場合の家庭学習に利用するため。
(その他:)
4. 返却期限 令和3年9月14日(火)
5. 確認事項
 - (1)端末等は学習目的以外での利用は禁止です。通信容量や接続先を確認することがあります。
 - (2)端末等の第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。
 - (3)利用終了後は必ず学校に返却してください。
 - (4)家庭において責任を持って管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。
 - (5)貸与されている端末を紛失、または破損させてしまった場合には、教育委員会より通知されている「器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い」をもとに対応していただく場合があります。 ※裏面をご参照ください
 - (6)家庭における充電、通信料はご家庭の負担となります。
 - (7)学校が指定する方法以外で機器を使用すると、有害サイトへ繋がってしまう恐れがあります。必ず、指定された学習方法で活用してください。
 - (8)端末の利用による情報漏洩等、利用者が発生した損害については利用者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。

以上の項目について、同意しました。

令和 3年 9 月 日

借用者: 年 組 番

児童生徒氏名 _____

保護者氏名(署名) _____

◎提出期限 A グループ 9月2日(木) B グループ 9月3日(金)

《返却確認》

確かに受け取りました。令和 年 月 日

受け取り者名(署名) 南希望が丘中学校 _____

・返却後、原本を返却します。

保護者の皆様

子どもたちの健全な社会性を育てるために ～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い～

I ねらい

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発生件数	929件	851件	1,035件	794件	707件

II 内容

子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者にお願いします。

III 運用について

- 学校は、子どもが心をつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うものであり、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。

令和3年 横浜市教育委員会